

第 52 回 我孫子市放射能対策会議 会議概要

日 時 平成 31 年 2 月 18 日 (月) 16:00～16:30
場 所 市長応接室
出席者 市長、副市長、教育長、水道局長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども部長、建設部長 (代理：下水道課長)、都市部長、教育総務部長、健康づくり支援課長、子ども支援課長、保育課長、クリーンセンター課長、商業観光課長、公園緑地課長、工務課長、学校教育課長、文化・スポーツ課長、放射能対策室長

議 題

【決定事項】

1. 平成 31 年度の放射能対策について

(手賀沼課放射能対策室から)

- 公共施設等の定期的な放射線量測定結果をみると、市内の放射線量は、除染や自然減衰により除染の基準値 (0.23 マイクロシーベルト/時) を下回る数値で安定的に推移している。また、小・中学校及び保育園等の給食食材や我孫子市産農産物の検査では、放射性セシウムが不検出の状況が続いている。
- 平成 31 年度の放射能対策は、こうした現状を踏まえた見直しを図り、資料『平成 31 年度の放射能対策について (案)』のとおり進めていくこととしたい。

≪主な見直し項目≫ ※詳細は資料『平成 31 年度の放射能対策について(案)』を参照

◆子どもが多く利用する施設等の定期的な放射線量測定 (資料の取組項目No.・・・1)

○小・中学校、学童保育室、保育園、幼稚園、わくわく広場

…測定頻度を年 1 回とし、5 月に測定を行うものとする。

※平成 30 年度は年 2 回 (5 月と 10 月に測定)。

○こども発達センター

…測定頻度は平成 30 年度と同じく年 1 回とするが、測定月を小・中学校等と合わせて 5 月とする。

○公園・子どもの遊び場

…平成 30 年度と同じく年 1 回、10 月に全公園の測定を実施。ただし、測定地点を各公園の代表点と砂場のみとする。

○スポーツ施設

…測定頻度は平成 30 年度と同じく年 1 回とするが、測定月を小・中学校等と合わせて 5 月とする。また、測定地点を見直す。

なお、5 月に測定を行う施設については、当該測定で 0.20 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が計測された地点は、経過観察のため 10 月に再度測定を行うものとする。

◆給食食材の放射性物質検査（資料の取組項目No… 8）

- 小・中学校給食で提供される米、パン用小麦、牛乳のゲルマニウム半導体検出器による精密検査は、これまでの検査で放射性セシウムが検出されたものがないことから、平成 30 年度で終了とする。
- 保育園給食食材の検査については、1 園あたりの検査頻度を見直す。
- あらかき園給食食材の検査は、これまでの検査で放射性セシウムが検出された食材がないことや、子どもが利用する施設ではないことから、平成 30 年度で終了とする。

◆我孫子市産農産物の放射性物質検査（資料の取組項目No… 9）

- 学校給食に使用する我孫子市産農産物については、各品目の初回納品予定分のみを検査し、安全性を確認する。
※平成 30 年度は、各品目の春・夏季（4～9 月）と秋・冬季（10 月～3 月）の各初回納品予定分を検査。

◆市民等が持ち込む食品・飲料物の放射性物質検査（資料の取組項目No… 12）

- 商業観光課（消費生活センター）から手賀沼課放射能対策室に事務移管し、外部委託をやめて市職員が受付や検査等を行うものとする。

➤平成 31 年度の放射能対策について、提案のとおり実施することを決定した。

また、市長から次の発言があった。

- 福島第一原発事故から約 8 年が経過した。今後の推移を見守りながら 10 年目までは放射能対策会議を継続したい。
- 平成 31 年度の小・中学校等の放射線量測定について、経過観察の判断基準とした 0.20 マイクロシーベルト／時は、独自に設定したものであり、国等が定めたものではない。
- 市民等から、植え込みなどで局所的に放射線量が高い箇所が見つかったとの通報を受けた際には、これまでどおり市職員で現地確認を行い、測定結果に応じて必要な対策を講じていく。除染に係る予算は、平成 31 年度も手賀沼課放射能対策室が全庁分を一括して要求するので、除染については同室と協議のうえ対応してもらいたい。
- 内部被ばく線量測定費用と甲状腺検査費用の助成制度は、少ないながらも助成者がいる現状においては、制度を残しておきたい。

2. 我孫子市放射能対策会議設置要綱の一部改正について

（手賀沼課放射能対策室から）

- 主な改正点として、各部署における現在の放射能対策の取り組み状況に合わせて、放

射能対策会議の委員と幹事会のメンバーを見直す。具体的には、対策会議の委員から総務部長、企画財政部長、市民生活部長、消防長を除き、幹事会のメンバーから市民安全課長、商業観光課長、警防課長を除く。

- なお、要綱では、必要があると認めるときは委員や幹事会メンバー以外の職員または関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができると規定しており（第5条第2項、第8条第1項）、会議開催時の参集範囲は議題に応じて柔軟に対応していきたい。

➤当該要綱を提案のとおり改正することを決定した。

【報告事項】

1. 放射線量測定結果及び放射能に関する対応について

- 手賀沼課放射能対策室から、資料『我孫子市内公共施設放射線量測定結果 平成30年10月分』を基に、各課が所管施設において実施している放射線量測定の直近の結果について説明した。

以上